

人材育成と助成金活用 「人材開発支援助成金」

(有) エファ 社会保険労務士 佐藤 智子

新型コロナウイルスの影響により、ますます医療人材の確保が厳しくなる中で、快適な職場環境を形成し職員の職場定着を図り、職員がその能力を十分に発揮し質の高い医療サービスを提供するためには適切な労務管理と人材育成等による一人ひとりのキャリア形成をサポートするしくみが重要となります。人材育成の取り組みは大きな費用負担となりますが、それを支援する助成金制度をご案内いたします。ぜひご活用ください。

人材開発支援助成金〔一般訓練コース〕

職員のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得に関する人材育成の基本的な方針などについて事業内職業能力開発計画を立て、計画に沿って職業訓練を実施する場合に、訓練にかかる経費や訓練期間中の賃金の一部を国が助成してくれる制度です。

【申請の流れ】

- (1) 「事業内職業能力開発計画」の策定・「職業能力開発推進者」の選任
- (2) 訓練実施計画の作成・提出
訓練開始日から起算して1か月前まで(必須)に「訓練実施計画届」と必要な書類を都道府県労働局に提出
- (3) 訓練の実施
訓練計画に従い訓練を実施
- (4) 支給申請
訓練終了日の翌日から2カ月以内に支給申請書と必要書類を都道府県労働局に提出
- (5) 助成金の支給・不支給決定(審査には時間を要します)

【基本要件】

- 訓練対象者が雇用保険の被保険者であること(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者を除く)
- Of f - J Tにより実施される訓練であり、1コースの訓練時間が20時間以上であること
- 雇用する被保険者に対して定期的なキャリアコンサルティングを実施することについて、就業規則または事業内職業能力開発計画で定めていること

【支給額】

- 賃金助成(1人1時間当たり) 380円(就業時間内に実施した場合)
- 経費助成 30% 1人当たりの限度額7万円 ※20時間~100時間未満の場合
※労働生産性が向上し生産性要件を満たす場合は、助成率(30%→45%)・助成額(380円→480円)が引き上げられます。

上記の他にも受給要件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

一般訓練コースの他に、若年人材(訓練開始日において雇用契約締結後5年を経過しておらず、かつ35歳未満)対象の特定訓練コース、非正規職員(有期契約・短時間)の正職員転換や処遇改善を目的として訓練を実施衣する場合の特別育成訓練コース等もあります。